

食肉の表示が、こう変わる

食肉の公正競争規約の改正内容

食肉の表示については「食肉の表示に関する公正競争規約」で適正表示の基準が定められていますが、流通の 변화や時代の要望などで細かい部分で検討を必要とする事例が出てきており、これまでも何度か規約改正が行われておりましたが、六月二十八日の全国食肉公正取引協議会総会に於て専門部会の検討結果により改正案を承認した。規約の改正に当たっては、公正取引委員会の承認を受け施行される。

I 「和牛間交雑種」も

「和牛」と表示できる

今まで、「和牛」と表示できるものは、黒毛和種・褐毛和種・日本短角種・無角和種の四品種のみと規定していたが、和牛同士を交配した「和牛間交雑種」も「和牛」と表示できるようになる。

なお「ホルスタイン種×黒毛和種」の交雑種は、今迄どおり「和牛」と表示することはできない。

ただし、この項目は公正取引委員会に施行規則改正の承認を受ける手続きの過程で、消費者の承諾が得られない場合は、実施されない可能性も出てくる。

II 「品質保持期限」の 文言が廃止される

「品質保持期限」と「賞味期限」は同じ意味で、今迄どちらを使ってもよかったが、食品衛生法改正に伴い「品質保持期限」を廃止し「賞味期限」に統一した。
*食肉など劣化速度が早い食品は「消費期限」。
*ハム・ソーセージなど劣化が比較的緩慢な食品については「賞味期限」を用いる。

III 部位表示せず「種類十用途」 だけの表示は、小間切・ひき肉 切り落とし等の表示に限定する

施行規則で「食肉の性質上、部位の表示が困難な場合同類の種類の名称と用途又は形態を組み合わせて品名とする」とあり「牛ステーキ用」「豚肉カレー用」等の例示があるが、部位表示の困難なものは「小間切」「ひき肉」「切り落とし」以外には考えられず、三品限定され、それ以外は部位の表示は必要である。
ただし用途を表示することは自由で「種類十部位十用途(平カタロースすき焼き用)など」が可能。

IV 個体識別番号表示を 必要表示事項に

平成十六年十二月一日から、トレーサビリティ法で一〇桁の個体識別番号を、食肉小売販売店の店頭表示することが義務付けられた。これに連動して公正規約「必要表示事項」に「個体識別番号」表示を追加。
組合では「個体識別」の表示板を斡旋しております。
表示の施行日に手落ちのないように。

V 「上」「極上」「特選」 などの表示は、根拠を 示さなければならぬ

「上」「極上」「特選」などの表示は客観性がなく、表示を見合わせるよう指導されてきたが、実際には高い品質のものを「特選」と表示したくなる。銘柄等表示については、その根拠を示すことが必要で根拠を示さないとは不当表示になる。「特選」等の表示も消費者に根拠を示さない場合は不当表示になる。
最近、等級表示をしない例が多くなっているが、その場合は任意のものでなく、「格付け」の等級をふまえたものとするよう留意する。

VI 銘柄食肉と類似した表示は 表示しないように指導

例えば「松坂牛」に類似した「松坂和牛」の表示があり、販売者は松坂で生産した和牛を「松坂和牛」と表示したので違反とは考えられないと主張するが、酷似した表示に消費者の商品選択に誤認を与える。類似した表示は不当表示になるとの見解が明確にされた。

VII 味付け肉など加工度の低い 加工品は原産地を表示する

今まで、味付け肉は「加工品」扱いで原産地表示は不要であったが、JAS法改正により「原料原産地」表示が必要で、また合挽肉も表示が必要になった。

VIII パークシャー純粋種なら

国産・外国産を問わず

「黒豚」と表示できる

平成十二年に「黒豚」と表示できるのは、パークシャー純粋種に限る」と定義された。「黒豚」呼称は日本固有のものであることから、外国産のものに「黒豚」呼称の表示に疑念があったが、今回は国産外国産を問わず、パークシャー純粋種であれば「黒豚」の表示ができることを明確化した。

IX 「黒牛」など「黒」の文字を

使用した表示をする場合は

必ず牛の品種や品種の組み

合せ等併記表示をする

「黒牛」「黒毛牛」など、黒い毛の牛を販売するのに「黒」の表示文字を使うと「黒毛和種」と誤認されることから、「黒」の文言を表示する場合には必ず品種を表示する。例「黒毛牛(アンガス種)」「黒牛(アンガス)×黒毛和種」などの表示。

X 冷凍表示の規定を明確

もともと「冷凍」や「解凍」の表示は、販売する時の状態に係らず、一度でも冷凍をしたことのある商品は、そのことを消費者に伝えることが趣旨で、卸売・小売のいずれの場合でも「冷凍」文字による表示が必要となる。また冷凍したものの混在が明確な商品は、その旨を消費者に表示することを確認。

なおシャブシャブ用の肉を作るとき表面だけ凍結し

たものは「冷凍」の表示は不要となった。

XI 卸売段階の販売者表示は

輸入者・加工者の表示を

単に転売する販売者は任意

卸売段階の表示については「販売業者」の必要表示事項が定められており、厳密に考えると販売する箱に毎回、販売業者名を書き換えることになるが、それは実際的でないことから、この販売業者の項は、単に販売するだけの販売者の表示を任意とし、食肉を加工する「加工者」と、輸入肉を加工なしに販売する「輸入者」に表示を義務付ける、と整理された。

XII 生体で輸入したものにも

一番長い飼養地を原産地に適用

従来、外国から生体で輸入したものは、牛の場合は国内で三カ月以上飼育すれば「国産」の扱いになった(豚は二カ月・鶏は一カ月)。これが廃止されJAS法の一般ルール「飼養期間が一番長い飼養地」を適用原産地と規定した。

XIII 銘柄に記載された地名と

主たる飼養地が異なる場合は
主たる飼養地を必ず表示する

地名を記した銘柄畜産物に於ては、原産地が属する都道府県と銘柄の地名が異なる場合がある。その場合原産地表示を単に「国産」とせず、JAS法の原産地(主たる飼養地)都道府県名の表示が望ましい。